

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	19-2
処分の種類	愛玩動物看護師法附則第2条第1号ハ及びニの規定による愛玩動物看護師養成所の指定取消し処分			
根拠法令条例等・条項	愛玩動物看護師養成所指定規則附則第4条第2項の規定により読み替えて適用する同規則第7条			
処分の概要	愛玩動物看護師法附則第2条第1号ハ及びニの規定による養成所の指定取消し処分の事務処			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(個別具体的に判断する必要があり、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため) 【参考】 愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年10月29日 農林水産省・環境省令第7号)			
基準の制定根拠	—			